

◆我孫子市学童保育室入室申請に関わる「就労証明書」について◆

- ✚ 本証明書の様式データは我孫子市HPからダウンロードしてお使いいただくことができます。
- ✚ 本証明書の書き方は、「記入例」または「【就労証明書（簡易版）】記載要領」をご参照ください。
- ✚ 本証明書の記載事項は、我孫子市保育課の証明書様式と同じです（保護者記載欄を除く）。保育課様式を用いて作成して子ども支援課あてに提出していただくことができます。
- ✚ 様式の項目のうち、該当するものすべての情報が必要となります。
- ✚ 入室中に雇用期間が満了を迎える方は、更新後1カ月以内に再度、本証明書をご提出ください。提出がない場合は利用停止となります。
- ✚ ご不明な点がありましたら、下記担当あてにお問い合わせください。

<主な確認事項>

- ✚ 就労先事業所の押印は不要です。
- ✚ 本証明書の記載内容に変更が生じた場合は、その都度新しい証明書の提出をお願いします。
※変更が生じた内容によっては、「変更届」「理由書」等の他の書類を添付していただく場合があります（例 本人就労先事業所の変更時など）。
- ✚ 本証明書の記載内容について、就労先事業所の記載者連絡先に電話等で照会させていただく場合があります。照会等の結果、記載内容と実態に相違があった場合は、入室決定を取り消しとする場合があります。
- ✚ シフト制などにより日曜日・祝日を含む勤務の場合、直近のシフト表の提出を求める場合があります。
- ✚ 就労証明書提出時に必要な添付書類については、「学童保育室入室申請案内」や市HPをご確認ください。

就労証明書に必要な添付書類の例

【転職・就労内定の場合】

- 転職した方は、「就労証明書または就労内定証明書」「変更届」「理由書」を添付してください。

※就労証明書の勤務実績欄が未記入で提出された場合は、1カ月就労後、勤務実績入りのものを再度ご提出ください。

【育児休業からの復職の場合】

- 育児休業から復職予定の方は、復帰後1カ月就労後、勤務実績を記載した証明書を添付してください。

【自営業主・自営業専従者・家族専従者の場合】

- 自営業主の方は、「自営業申告書」に以下の書類のうち1つの写しを添付してください。
 - ① 税務署に提出する個人事業の開業届
 - ② 営業許可書
 - ③ 最新の確定申告書の写し
 - ④ 事務所や店舗の賃貸契約書（名義が事業所名や店舗名のもの）
- 自営業専従者・家族専従者の方は、直近3カ月程度の勤務状況がわかる書類の写しを添付してください。

例）タイムカード、勤務実績表、給与明細 など

【担当・問い合わせ先】

我孫子市役所 子ども部 子ども支援課 放課後対策係
電話 04-7185-1111